



第92期定時株主総会 招集ご通知

アンリツ株式会社

- 日時 2018年6月26日(火曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)
- 場所 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ

■議案

- 第1号議案 ー 剰余金処分の件
- 第2号議案 ー 定款一部変更の件
- 第3号議案 ー 取締役(監査等委員であるものを除く。)7名選任の件
- 第4号議案 ー 取締役(監査等委員であるものを除く。)賞与支給の件
- 第5号議案 ー 取締役(監査等委員であるものを除く。)に対する株式報酬額及び内容決定の件

目次

| | |
|--|------------------------|
| ■ 第92期定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| ■ 株主総会参考書類 | |
| ・ 第1号議案 剰余金処分の件 | 4 |
| ・ 第2号議案 定款一部変更の件 | 5 |
| ・ 第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)7名選任の件 | 7 |
| ・ 第4号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)賞与支給の件 | 14 |
| ・ 第5号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)に対する株式報酬額及び内容決定の件 | 15 |
| 【提供書面】 | |
| ■ 事業報告 | |
| ・ 企業集団の現況 | 19 |
| 当事業年度の事業の状況 (19) | 直前3事業年度の財産及び損益の状況 (22) |
| 重要な子会社等の状況 (23) | 対処すべき課題 (23) |
| 主要な事業内容 (26) | 主要な事業所 (26) |
| 使用人(従業員)の状況 (26) | 主要な借入先の状況 (26) |
| ・ 会社の現況 | 27 |
| 株式の状況 (27) | 新株予約権等の状況 (28) |
| 会社役員の状況 (29) | 会計監査人の状況 (34) |
| 業務の適正を確保するための体制 (35) | |
| 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 (40) | |
| 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (42) | |
| 資本政策の基本的な方針及び剰余金の配当等の決定に関する方針 (43) | |
| ■ 連結計算書類 | |
| ・ 連結財政状態計算書 | 44 |
| ・ 連結純損益及びその他の包括利益計算書 | 45 |
| ・ 連結持分変動計算書 | 46 |
| ■ 計算書類 | |
| ・ 貸借対照表 | 47 |
| ・ 損益計算書 | 48 |
| ・ 株主資本等変動計算書 | 49 |
| ■ 監査報告 | |
| ・ 連結計算書類に係る会計監査報告 | 50 |
| ・ 計算書類に係る会計監査報告 | 51 |
| ・ 監査等委員会の監査報告 | 52 |

証券コード 6754
2018年6月4日

株 主 各 位

神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
アンリツ株式会社
代表取締役 橋 本 裕 一

第92期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2頁及び3頁のご案内に従って、2018年6月25日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月26日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第92期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第92期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）賞与支給の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬額及び内容決定の件

以 上

- ~~~~~
- (1)本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.anritsu.com/ja-JP>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - (2)株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.anritsu.com/ja-JP>) における掲載によりお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

■株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2018年 6 月26日（火曜日）**午前10時**（受付開始：午前9時）

場所 当社 **グローバル本社棟 プラザ・アンリツ**
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2018年 6 月25日（月曜日）**午後5時到着分まで**

議案に対する賛否のご表示がないときは、会社提案に「賛」として取り扱わせていただきます。

■インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又は携帯電話から議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）^{ウェブ行使}にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご登録ください。

行使期限 2018年 6 月25日（月曜日）**午後5時まで**

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。

なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。）



■インターネット等による議決権行使の際の注意点

- ① インターネットによる議決権行使は、当社の指定する前頁の議決権行使ウェブサイトをパソコン又は携帯電話を用いてご利用いただくことによるのみ可能です。
- ② 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネット等によって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- ④ パソコンを用いて議決権を行使される場合は、画面の解像度が横800×縦600ドット (SVGA) 以上であることが必要となります。また、ウェブブラウザ及びPDFビューアがインストールされていることが必要となります。

■議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、本総会において、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専門ダイヤル

 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、剰余金処分に關しまして、提供書面である「事業報告」の「2. 会社の現況 (8) 資本政策の基本的な方針及び剰余金の配当等の決定に關する方針」(43頁)に記載のとおり、株主の皆様に対する利益還元について、連結業績に應じるとともに、総還元性向を勘案した利益処分を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当については、連結当期利益の上昇に應じて、親会社所有者帰属持分配当率(DOE: Dividend On Equity)を上げることを基本にしつつ、連結配当性向30%以上を目標としており、株主総会決議もしくは取締役会決議により、期末配当及び中間配当の年2回の配当を行う方針です。

なお、当社は、定款において、取締役会決議によって剰余金の配当等ができることを規定しておりますが、現時点の判断といたしましては、期末配当につきまして、従来どおり、株主の皆様にご判断いただいた上で、実施いたしたいと存じます。

当期の剰余金の処分につきましては、基本方針に基づき、当期の業績並びに5G/IoT(Internet of Things)を活用した産業分野への事業拡大やクラウドサービス市場等への事業展開に向けた戦略的投資のための資金需要等、諸般の事情を総合的に考慮して、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に關する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに關する事項及びその総額
当社普通株式1株当たり金7円50銭 総額1,031,167,762円

なお、当期は1株につき7円50銭の中間配当をさせていただきますので、当期の年間配当金は、1株につき15円となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2018年6月27日

配当金等の推移

| 区 分 | 第 89 期 2014年度 | 第 90 期 2015年度 | 第 91 期 2016年度 | 第92期(当期) 2017年度 |
|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------|
| 1株当たり年間配当金 (うち期末配当金) (円) | 24 (12) | 24 (12) | 15 (7.5) | 15 (予定) (7.5) (予定) |
| 連 結 配 当 性 向 (%) | 43.1 | 87.7 | 76.3 | 71.5 (予定) |
| 親会社所有者帰属持分配当率(DOE) (%) | 4.4 | 4.3 | 2.7 | 2.7 (予定) |

(注) 第92期(当期)の1株当たり年間配当金、連結配当性向及び親会社所有者帰属持分配当率(DOE)は、本議案が原案どおり承認可決されることを前提としております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、経営幹部層に迅速な意思決定と業務執行及び的確な経営手腕を発揮させることにより、企業価値を継続的に向上させる経営システムとして、2000年から執行役員制度を導入しております。今般、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、意思決定と業務執行の分離を推し進め、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を取締役会が行い、執行役員に業務を執行させることをより明確にすることとしました。

そこで、定款において、社長が執行役員の地位であることを明確にするとともに、最適な経営体制の機動的な構築を図るため、現行定款のうち、役付取締役及び執行役員に関する規定につき、変更を行うものであります。

(2) 上記変更に伴い、必要となる条数の調整を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第21条 (省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から社長1名その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</p> <p><u>(役付取締役の業務)</u></p> <p>第23条 社長は、当会社全般の業務を統理する。</p> <p>② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれを代行する。</p> <p>第24条～第28条 (省略)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第29条 取締役会の決議により当会社に執行役員を置くことができる。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第30条～第31条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第32条～第35条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第36条～第39条 (省略)</p> | <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>第23条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(執行役員及び役付執行役員)</p> <p>第28条 取締役会は、その決議によって、当会社に執行役員を置き、当会社の業務を分担して執行させる。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から社長1名を定めるほか、取締役会が必要と認める役付執行役員を定めることができる。</p> <p>③ 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の執行役員がこれを代行する。</p> <p>第29条～第30条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第31条～第34条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p> |

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となりますので、経営体制強化のため、取締役を1名増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会（社外取締役4名及び業務執行取締役2名により構成されます。）の審議を経て決定しております。また、監査等委員会において、指名委員会の委員である監査等委員（社外取締役）からの報告に基づき、取締役の選任の方法・考え方や決定のプロセスを確認し、協議した結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位、担当 | 取締役在任年数 | 当期の取締役会出席状況 (出席率) |
|-------|--|---|------------------------------------|----------------------|
| 1 | 橋本 裕一 再任 | 代表取締役 会長(執行役員) グループCEO 指名委員会委員 報酬委員会委員 | 16年 | 12回中12回出席 (100%) |
| 2 | 濱田 宏一 再任 | 代表取締役社長 社長(執行役員) 計測事業グループプレジデント | 1年 | 10回中10回出席 (100%) |
| 3 | 谷合 俊澄 再任 | 取締役 専務理事 指名委員会委員 報酬委員会委員 | 7年 | 12回中12回出席 (100%) |
| 4 | 窪田 顕文 再任 | 取締役 常務執行役員 CFO、コーポレート総括 グローバルコーポレート本部長 | 5年 | 12回中12回出席 (100%) |
| 5 | 新美 眞澄 新任 | 常務執行役員 PQA事業グループプレジデント | - | - (-%) |
| 6 | 佐野 高志 再任 社外 独立 | 取締役 指名委員会委員長 報酬委員会委員 独立委員会委員 | 3年 | 12回中12回出席 (100%) |
| 7 | 井上 雄二 再任 社外 独立 | 取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員長 独立委員会委員長 | 3年(うち 監査等委員で ある取締役と して2年) | 12回中12回出席 (100%) |

社外：社外取締役候補者

独立：独立役員として東京証券取引所に届け出ている取締役候補者

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 所有する当社株式の数 | 当社との特別の利害関係 |
|---|--|------------------|------------------------|
| 1 | はしもとひろかず 橋本裕一 再任 (1949年10月20日生) | 53,500株 | なし |
| | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | |
| | 1973年 4月 当社入社 | 2007年 6月 代表取締役 | |
| | 1998年 4月 経理部長 | 2010年 4月 代表取締役社長 | |
| | 2002年 6月 取締役 執行役員 | | 社長(兼役員) グループCEO(現任) |
| 2004年 4月 上席常務執行役員 | 2018年 4月 代表取締役(現任) | | |
| 2006年 6月 専務執行役員 | | 会長(兼役員)(現任) | |
| 取締役候補者とした理由 | | | |
| 永年、代表取締役及びグループCEOとして、強いリーダーシップを発揮し、当社及び当社グループの経営に関して豊富な経験と実績を有しています。更に、財務及び会計並びにコーポレートガバナンスに関する幅広い知識を有しており、これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者となりました。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 所有する当社株式の数 | 当社との特別の利害関係 |
|--|--|------------------------|----------------------------|
| 2 | はまだひろかず 濱田宏一 再任 (1964年8月17日生) | 13,500株 | なし |
| | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | |
| | 1988年 4月 当社入社 | 2016年 4月 常務執行役員 | |
| | 2004年 4月 計測事業統轄本部IPネットワーク 事業部第1開発部長 | | 計測事業グループ副プレジデント 計測事業本部長 |
| | 2010年 4月 R & D統轄本部副本部長 | 2017年 4月 専務執行役員 | |
| 2011年 4月 Anritsu Company(米国) バイ スプレジデント | | 計測事業グループプレジデント (現任) | |
| 2015年 4月 当社執行役員 | 2017年 6月 取締役 | | |
| 計測事業研究開発総括 R & D本部長 | 2018年 4月 代表取締役社長(現任) | 社長(兼役員)(現任) | |
| 取締役候補者とした理由 | | | |
| 当社グループの主力事業である計測事業部門で商品開発及び国内外のマーケティング業務に従事し、業界・技術動向を含めた事業に関する幅広い知識と経験を有しており、現在は当社の代表取締役社長及び計測事業グループの責任者としてリーダーシップを発揮し、グローバルに展開する事業を牽引しています。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者となりました。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 所有する当社株式の数 | 当社との特別の利害関係 |
|-------|--|------------|-------------|
| 3 | <p>谷合俊澄 再任</p> <p>(1957年11月23日生)</p> | 17,700株 | なし |
| | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | |
| | <p>1981年 4月 当社入社</p> <p>2004年 7月 営業本部営業支援部長</p> <p>2009年 4月 執行役員 人事総務部長</p> <p>2011年 4月 コーポレート総括</p> <p>2011年 6月 取締役(現任)</p> <p>2013年 4月 経営企画室長</p> <p>2015年 4月 常務執行役員</p> <p>2017年 4月 専務執行役員 アプライアンスビジネス部長</p> <p>2018年 4月 専務理事(現任)</p> | | |
| | <p>取締役候補者とした理由</p> <p>営業部門並びに人事総務部門での業務経験を経たのち、コーポレート総括としてグループ経営管理を担当し、経営企画、コーポレートガバナンス、コンプライアンスに関する幅広い知識と経験を有しています。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者となりました。</p> | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 所有する当社株式の数 | 当社との特別の利害関係 |
|-------|--|------------|-------------|
| 4 | <p>窪田顕文 再任</p> <p>(1960年 1月27日生)</p> | 17,400株 | なし |
| | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | |
| | <p>1983年 4月 当社入社</p> <p>2007年 4月 経理部長</p> <p>2010年 4月 執行役員 財務総括(CFO)(現任)</p> <p>2013年 6月 取締役(現任)</p> <p>2017年 4月 常務執行役員(現任) CIO</p> <p>2017年10月 Anritsu U.S. Holding, Inc. (米国) 社長(現任)</p> <p>2018年 4月 コーポレート総括(現任) グローバルコーポレート本部長(現任)</p> | | |
| | <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>Anritsu U.S. Holding, Inc. (米国) 社長</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社及び海外子会社で経理・財務業務を担当し、現在はCFO並びにコーポレート総括として財務戦略とグループ経営管理を担当しており、財務及び会計並びにコーポレートガバナンスに関する幅広い知識と経験を有しています。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者となりました。</p> | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 所有する当社 株式の数 | 当社との特別 の利害関係 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----------------|------------------------------------|----------|------|----------|--------|----------|---|----------|------------------------------------|----------|--|--|-------------------------------|----------|---|----------|--------------|
| 5 | に い み ま す み 新 美 眞 澄 新任 (1959年5月5日生) | 11,500株 | なし | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">1983年 4月</td> <td style="width: 50%;">当社入社</td> <td style="width: 25%;">2012年 4月</td> <td style="width: 20%;">同社執行役員</td> </tr> <tr> <td>2006年 6月</td> <td>アンリツ産機システム株式会社 (現アンリツインフィビス株式会社) 製造本部製造部長</td> <td>2016年 4月</td> <td>当社執行役員 PQA事業グループ プレジデント (現任)</td> </tr> <tr> <td>2008年 6月</td> <td>Anritsu Industrial Solutions Thailand Co.,Ltd.(タイ) 社長</td> <td></td> <td>アンリツインフィビス株式会社 代表取締役社長(現任)</td> </tr> <tr> <td>2011年 4月</td> <td>アンリツ産機システム株式会社 (現アンリツインフィビス株式会社) 企画室長</td> <td>2018年 4月</td> <td>当社常務執行役員(現任)</td> </tr> </table> <p>(重要な兼職の状況) アンリツインフィビス株式会社 代表取締役社長</p> | | | | 1983年 4月 | 当社入社 | 2012年 4月 | 同社執行役員 | 2006年 6月 | アンリツ産機システム株式会社 (現アンリツインフィビス株式会社) 製造本部製造部長 | 2016年 4月 | 当社執行役員 PQA事業グループ プレジデント (現任) | 2008年 6月 | Anritsu Industrial Solutions Thailand Co.,Ltd.(タイ) 社長 | | アンリツインフィビス株式会社 代表取締役社長(現任) | 2011年 4月 | アンリツ産機システム株式会社 (現アンリツインフィビス株式会社) 企画室長 | 2018年 4月 | 当社常務執行役員(現任) |
| 1983年 4月 | 当社入社 | 2012年 4月 | 同社執行役員 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2006年 6月 | アンリツ産機システム株式会社 (現アンリツインフィビス株式会社) 製造本部製造部長 | 2016年 4月 | 当社執行役員 PQA事業グループ プレジデント (現任) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2008年 6月 | Anritsu Industrial Solutions Thailand Co.,Ltd.(タイ) 社長 | | アンリツインフィビス株式会社 代表取締役社長(現任) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2011年 4月 | アンリツ産機システム株式会社 (現アンリツインフィビス株式会社) 企画室長 | 2018年 4月 | 当社常務執行役員(現任) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取締役候補者とした理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>当社グループの事業の柱に成長したPQA(プロダクツ・クオリティ・アシュアランス)事業部門で、生産管理、経営企画、海外子会社経営等の業務に従事し、事業に関する幅広い知識と経験を有しており、現在はPQA事業グループの責任者及び同事業を担う子会社アンリツインフィビス株式会社の経営者としてリーダーシップを発揮しています。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者としました。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 所有する当社株式の数 | 当社との特別の利害関係 |
|---|--|--|---|
| 6 | <p style="text-align: center;"> さ の たか し 佐 野 高 志 (1948年4月3日生) </p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> 再任 社外 独立 </div> | なし | なし |
| 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | | |
| 1973年10月 1979年2月 1986年6月 1992年12月 1993年1月 | アーサー・アンダーセン会計事務所(現有限責任 あずさ監査法人)入所 ネミック・ラムダ株式会社(現TDKラムダ株式会社)入社 ネミック・ラムダ(シンガポール)PTE. LTD. (現TDK-Lambda Singapore Pte. Ltd.) 社長 井上斎藤英和監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入所 公認会計士登録 | 1997年8月 2007年11月 2007年12月 2011年6月 2014年6月 2015年6月 | 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)代表社員 あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)退職 佐野公認会計士事務所開設(現任) 株式会社図研 社外監査役 同社社外取締役(現任) 当社社外取締役(現任) |
| <p style="text-align: center;">(重要な兼職の状況)</p> 佐野公認会計士事務所 所長 株式会社図研 社外取締役 | | | |
| 社外取締役候補者とした理由 | | | |
| グローバル・ビジネスについて高い見識を有する経営者としての豊富な経験と幅広い知識、並びに公認会計士としての財務及び会計に関する幅広い見識を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、社外取締役候補者としました。 | | | |
| 独立性に関する事項 | | | |
| 当社は、佐野高志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は、当社が定めた社外役員の独立性に関する基準を充たしております。当社と、同氏の重要な兼職先である佐野公認会計士事務所及び株式会社図研との間に特別の関係はありません。 また、同氏は、取締役として再任された場合、独立の立場で取締役としての職務を遂行することを表明しております。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 所有する当社株式の数 | 当社との特別の利害関係 |
|--|---|------------|-------------|
| 7 | 井上雄二 (1948年4月4日生) 再任 社外 独立 | なし | なし |
| 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | | |
| 1971年4月 株式会社リコー入社 1998年4月 同社経理本部長 1998年10月 リコーリース株式会社 営業本部長 1999年6月 同社常務取締役 2000年4月 同社代表取締役社長 2000年6月 株式会社リコー グループ執行役員 2004年6月 同社常務取締役 2005年6月 リコーリース株式会社 代表取締役社長執行役員 2009年6月 同社代表取締役 社長執行役員退任 株式会社リコー 常任監査役 2013年6月 同社常任監査役退任 2015年6月 当社社外取締役(監査等委員) 2016年5月 株式会社良品計画 社外監査役(現任) 2017年6月 当社社外取締役(現任) 2018年3月 協和発酵キリン株式会社 社外監査役(現任) | | | |
| (重要な兼職の状況) | | | |
| 株式会社良品計画 社外監査役 協和発酵キリン株式会社 社外監査役 | | | |
| 社外取締役候補者とした理由 | | | |
| 経営者としての豊富な経験と財務及び会計に関する幅広い見識、並びに当社の監査等委員である取締役として得た知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。 | | | |
| 独立性に関する事項 | | | |
| 当社は、井上雄二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は、当社が定めた社外役員の独立性に関する基準を充たしております。 当社と、同氏の重要な兼職先である株式会社良品計画及び協和発酵キリン株式会社との間に特別の関係はありません。 また、同氏は、取締役として再任された場合、独立の立場で取締役としての職務を遂行することを表明しております。 | | | |

- (注) 1. 佐野高志氏及び井上雄二氏は、社外取締役候補者であります。
2. 佐野高志氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。井上雄二氏の社外取締役の在任期間は、当社の監査等委員である取締役であった期間(2年)を含め、本総会終結の時をもって3年であります。
3. 当社は、佐野高志氏及び井上雄二氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。当社は、佐野高志氏及び井上雄二氏が原案どおり選任されますと、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

【ご参考】

当社は、取締役の選任基準及び選任手続、並びに社外役員の独立性に関する基準について、以下のように入れております。

① 取締役の選任基準及び選任手続

当社は、取締役の選任について、取締役会における意思決定プロセスの充実と実効性を確保するため、次のとおり選任基準を定めています。

社内取締役の選任については、高度な専門知識を持ち、業務遂行における高い能力の発揮と業績への貢献が期待できる人財であることに加え、当社の人財観察軸である「アンリツバリュー」に照らし、当社のリーダーとしての自覚、経営理念への共感、人間力、行動力、構想力、高い倫理観などを基軸に総合的に評価して行うものとします。

社外取締役の選任については、取締役会全体としての知識や経験のバランスや、多様なステークホルダーの視点を当社グループの事業活動の監督・適正運営に取り入れる観点から、その専門分野、出身等の多様性等に配慮し、かつ当社からの独立性を勘案したうえで、総合的に判断するものとします。

株主総会に提出する取締役の選任議案は、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会(監査等委員であるものについては監査等委員会)での審議を経て、取締役会で決議するものとします。

② 社外役員の独立性に関する基準

当社における合理的な調査等に基づき、当社の社外取締役(以下、「社外役員」といいます。)又は当社の社外役員候補者が次に掲げる事項のいずれにも該当しない場合、当社は、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断いたします。

1. 当社及び当社子会社(以下、併せて「当社グループ」という。)の業務執行者^{(注)1}
2. 当社の主要株主^{(注)2}又はその業務執行者^{(注)1}
3. 当社グループが主要株主^{(注)2}となっている者の業務執行者^{(注)1}
4. 当社グループを主要な取引先^{(注)3}とする者又はその業務執行者^{(注)1}
5. 当社グループの主要な取引先^{(注)3}又はその業務執行者^{(注)1}
6. 当社グループから多額の金銭その他の財産^{(注)4}の寄付を受けている者又はその業務執行者^{(注)1}
7. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産^{(注)4}を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
8. 当社グループとの間で、社外役員の相互就任^{(注)5}の関係にある先の出身者
9. 過去^{(注)6}において上記1から8までのいずれかに該当していた者
10. 次のa又はbに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
 - a. 上記1に掲げる者(監査等委員である社外取締役又はその候補者の独立性を判断する場合には、業務執行者^{(注)1}でない取締役又は業務執行者^{(注)1}でない取締役であった者を含む。)のうちの重要な者^{(注)7}
 - b. 上記2から8までのいずれかに掲げる者のうちの重要な者^{(注)7}
11. 上記に掲げる事項のほか、当社から独立した中立の立場をもって社外役員としての職責を果たせないと合理的に判断される事情を有する者

- (注) 1. 「業務執行者」とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、使用人等（執行役員を含む。）の業務を執行する者をいう。また、会社以外の法人、組合等の団体の業務を執行する者を含む。
2. 「主要株主」の該当性については、総議決権の10%以上の議決権の直接又は間接的な保有の有無をもって判断の指標とする。
3. 「主要な取引先」については、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2」に関する「主要な取引先」への該当性について示されている考え方に準ずる。
4. 「多額の金銭その他の財産」の該当性については、その価額の総額が、1事業年度につき1,000万円又はその財産の受領者の収入総額の1%のいずれか高い方の額を超えるか否かをもって判断の指標とする。
5. 「社外役員の相互就任」とは、当社グループの出身者が現に他の会社の社外役員である場合であって、当該他の会社の出身者が当社グループの社外役員として就任する関係をいう。
6. 「過去」とは、上記基準の1項につき、期間を特に定めない過去のことをいい、上記基準の2項から8項までに掲げる事項につき、直前の事業年度を含む過去5年間をいう。
7. aにおける「重要な者」には、上記基準の1項に定める業務執行者のうち、執行役員等の重要な使用人は含まれるが、部長職に準ずる職位以下の使用人は含まれないものとする。また、bにおける、上記基準の2項から8項まで（7項を除く。）のいずれかに掲げる者のうちの「重要な者」は、これらのいずれかに掲げる者が業務執行者の場合であって、取締役、執行役、執行役員等の重要な者に限られ、上記基準の7項に掲げる者のうちの「重要な者」は、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者に限られる。
8. 東京証券取引所の規則に基づき、コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び独立役員届出書への記載事項とされる属性情報の「上場会社の取引先又はその出身者」及び「上場会社が寄付を行っている先又はその出身者」における取引及び寄付の各々についての「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」は、その必要に応じて別に定める。

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）賞与支給の件

当期末時の取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じ。）6名のうち、社外取締役2名を除く取締役4名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与として総額40百万円を支給いたしたいと存じます。また、各取締役に対する金額は取締役会の決議によることといたしたいと存じます。

なお、本議案は、独立社外取締役が委員長を務める報酬委員会（社外取締役4名及び業務執行取締役2名により構成されます。）の審議を経て決定しております。また、監査等委員会において、報酬委員会の委員である監査等委員（社外取締役）からの報告に基づき、取締役の報酬の考え方や決定のプロセスを確認し、協議した結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除きます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）について、2015年6月25日開催の第89期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本制度を導入いたしました。

今般、本制度が対象としておりました4事業年度（2015年3月末日で終了する事業年度から2018年3月末日で終了する事業年度）が終了いたしました。2019年3月末日で終了する事業年度以降も本制度を継続させていただきたく、本議案は、取締役を対象に、本制度をその内容を一部変更したうえで継続することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、後記「2. 本制度に係る報酬等の額・内容等」の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、経営指標に関する数値目標の達成度等と連動させる仕組みが採り入れられた株式交付信託を用いたインセンティブ・プランであり、今般、新たに策定した2018年度を初年度とする3ヶ年の中期経営計画「GLP2020」の実現に向けた取締役の業績達成への動機付けを高め、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有しつつ経営ビジョンに掲げる「利益ある持続的成長」を目指す取組みに邁進することを目的としており、本制度の継続は相当であると考えております。

本議案は、2015年6月25日開催の第89期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員であるものを除きます。）の報酬額（年額260百万円以内。うち社外取締役分は年額45百万円以内。なお、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、2019年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度（ただし、後記2(2)に基づき更に対象期間を延長する場合があります。）の間に在任する取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じ。）に対して株式報酬を支給するというものです。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。引き続き、社外取締役は本制度の対象者としませんものといたします。

本議案は、独立社外取締役が委員長を務める報酬委員会（社外取締役4名及び業務執行取締役2名で構成されます。）の審議を経て決定しております。また、監査等委員会において、報酬委員会の委員である監査等委員（社外取締役）からの報告に基づき、取締役の報酬及び本制度の考え方や決定のプロセスを確認し、協議した結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

2. 本制度に係る報酬等の額・内容等

本制度の継続にあたり、従前の本制度の内容を一部変更いたしたく存じます。

変更後の本制度に係る報酬等の額及び内容等は以下のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、取締役会で定める株式交付規程に従って、各取締役に付与されるポイントの累積数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役に対して交付される、という役員向け株式交付信託の仕組みを用いた株式報酬制度です。

従前、各取締役が当社株式の交付を受ける時期は、毎年所定の時期としていましたが、原則として各取締役の退任時に変更します。その他本制度の骨子は下表のとおりです。

| | |
|---------------------------------------|--|
| ① 本制度の対象者 | 当社の取締役(社外取締役及び監査等委員であるものを除きます。) |
| ② 対象期間 | 2019年3月末日に終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度まで |
| ③ ②の対象期間において、当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限 | 合計金210百万円 |
| ④ 当社株式の取得方法 | 取引所市場(立会外取引を含みます。)を通じて又は自己株式処分を引き受ける方法 |
| ⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限 | 1事業年度当たり50,000ポイント |
| ⑥ ポイント付与基準 | 役位及び業績目標の達成度に応じたポイントを付与 |
| ⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期 | 原則として退任時 |

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、一定の要件を充たす取締役を受益者として2015年8月7日に4事業年度を本制度の対象期間として役員向け株式交付信託（以下、「当初信託」といいます。）を設定し、運用してきましたが、本議案のご承認を得られることを条件として、対象期間を3事業年度延長し、延長した対象期間である3事業年度中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金210百万円を上限とする金銭を、延長した対象期間中に在任する取締役に対する報酬として本信託（本制度の継続に伴い新たに設定する予定です。）に信託します。また、当社は、当初信託終了時に当初信託に当社株式又は金銭が残存する場合、これらの全部又は一部を本信託に移転するものとします。

本信託は、本信託内の金銭（前記のとおり当社が信託する金銭のほか、当初信託から本信託に移転する金銭を含みます。）を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

（注）当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、前記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

また、当社の執行役員及び理事（海外居住の者を除きます。）についても、従前より本制度の対象としているところ、これらの者についても同様に本制度を継続した場合には、これらの者に交付するために必要な当社株式の取得資金をもあわせて信託することとなります。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を更に延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、取締役会の決定により、3事業年度以内の延長期間を定めて対象期間を更に延長のうえ、信託期間を更に延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した対象期間中に、延長した対象期間の事業年度数に金70百万円を乗じた金額を上限とする金銭を追加拠出し、後記(3)①のポイント付与及び後記(3)③の当社株式の交付を継続します。

また、前記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① ポイントの付与方法

当社は、取締役会で定める株式交付規程（なお、既に制定済みのものを取締役会決議により改定することを予定しています。）に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度当たり50,000ポイントを上限とします。

(注) ポイントの付与方法等の細目は、上記範囲内で取締役会において決定しますが、以下のように定めることを予定しています。

- ・ポイントは、対象期間中継続勤務することにより業務執行取締役としての職責を果たすことを条件として付与される役位毎に定めるポイントと、これに加え、取締役会があらかじめ定めた業績目標の達成度合いに応じて変動するポイントからなります。
- ・業績目標の達成度に係る当初の評価指標は、本制度の対象期間における各事業年度の期初に定める営業利益及び2018年度を初年度とする3ヶ年の中期経営計画「GLP2020」に掲げる営業利益（いずれも公表値となります。）とし、算定に際し、取締役毎に設定される目標値の達成度合いに応じて0%～100%の範囲内にかかる業績に連動させます。

| | | | | |
|---------|---|---|---|--|
| ・役位ポイント | + | ・業績目標ポイント (A) 指標：各事業年度の期初に 定める営業利益目標値 | + | ・業績目標ポイント (B) 指標：「GLP2020」に掲げる 営業利益目標値 |
|---------|---|---|---|--|

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

各取締役は、前記①で付与されたポイントの累積数に応じて、後記③の手に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株に相当するものとします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 当社株式の交付手続

各取締役に対する前記②の当社株式の交付は、原則として、各取締役の退任時に、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

なお、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で売却換金する場合その他あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の全部又は一部を取引所市場にて売却し、金銭で交付します。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

イ. 全般的概況

当期における世界経済は、先進国を中心に景気は緩やかな拡大が継続し、国内においても企業収益及び雇用情勢の改善が続くなど、回復基調で推移したものの、英国のEU離脱交渉の不確実性や東アジア情勢などの緊迫化等、グローバルなリスクに対する懸念も継続しています。

情報通信分野においては、スマートフォンの普及拡大が頭打ち傾向になるとともに、スマートフォン製造市場は継続して縮小しています。一方、モバイル・ブロードバンド・サービスは質量ともに拡がりを見せ、データ通信量は急速に増加して、ネットワーク・インフラを逼迫させつつあります。それらの課題を解決するために、モバイル通信方式4Gは、LTE (Long Term Evolution) 及びLTE-AdvancedそしてLTE-Advanced Pro (Gigabit LTE) と進化してきました。それらの開発投資は今後とも継続が期待されるものの、投資規模としては抑制気味に推移しています。一方で、次世代の通信方式5Gの仕様策定が前倒しで進行しています。その結果、4Gと5Gの端境期にあるモバイル計測市場の縮小傾向は更に強まりました。このような環境のもと、計測事業グループは、既存のモバイル・ビジネスを再構築するための経営構造改革に挑戦するとともに、次の成長ドライバーである5G/IoT (Internet of Things) ビジネスを獲得するための開発投資と組織体制の整備に取り組みました。

PQA事業の分野においては、加工食品生産ラインの自動化投資が進むとともに、X線を用いた異物検査需要の拡大に加えて、異物検出に留まらない品質保証ニーズが高まっています。このような環境のもと、PQA事業グループは、X線を軸としたソリューションの競争力強化と海外の販売体制の整備拡充に取り組み、事業を拡大させました。

この結果、受注高は885億42百万円（前期比0.4%減）、売上収益は859億67百万円（前期比1.9%減）、営業利益は49億12百万円（前期比16.0%増）、税引前当期利益は46億2百万円（前期比26.8%増）、当期利益は28億98百万円（前期比6.0%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は28億80百万円（前期比6.8%増）となりました。なお、米国税制改正に伴い、米国子会社において一時的な法人所得税費用が約3億円発生しています。

また、単独決算につきましては、受注高は391億3百万円（前期比2.3%減）、売上高は387億10百万円（前期比4.0%減）、営業利益は30億99百万円（前期比137.3%増）、経常利益は37億73百万円（前期比258.3%増）、当期純利益は29億85百万円（前期比209.2%増）となりました。

期末の受注残高は、連結では211億30百万円（前期比16.0%増）、単独では63億26百万円（前期比6.6%増）であります。

ロ. 事業部門別概況

当期の事業部門別売上収益は次のとおりであります。

| 区 分 | 第 91 期(前期) | | 第 92 期(当期) | | 前 期 比 | |
|-------|------------|-------|------------|-------|--------|-------|
| | 金 額 | 構 成 比 | 金 額 | 構 成 比 | 増 減 額 | 増 減 率 |
| | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % |
| 計 測 | 59,333 | 67.7 | 54,433 | 63.3 | △4,900 | △8.3 |
| P Q A | 19,588 | 22.4 | 22,549 | 26.2 | 2,961 | 15.1 |
| そ の 他 | 8,716 | 9.9 | 8,984 | 10.5 | 267 | 3.1 |
| 合 計 | 87,638 | 100.0 | 85,967 | 100.0 | △1,670 | △1.9 |

【計測事業】

この事業部門は、通信事業者、関連機器メーカー、保守工事業者などへ納入する、多機種にわたる通信用及び汎用計測器、測定システム、サービス・アシユアランスの開発、製造、販売を行っています。

当期は、光デジタル関連計測器の需要は堅調であったものの、モバイル計測市場は、LTEと5Gの端境期であり、顧客の投資姿勢に一段と厳しさが見られます。なお、LTE-Advanced Pro (Gigabit LTE) 関連のR&D市場では、CA (Carrier Aggregation) の高度化に向けた研究開発投資にシフトする傾向にあります。

この結果、売上収益は544億33百万円（前期比8.3%減）、営業利益は18億25百万円（前期比14.3%減）となりました。

〔PQA（プロダクツ・クオリティ・アシュアランス）事業〕

この事業部門は、高精度かつ高速の各種自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機などの食品・医薬品・化粧品産業向けの生産管理・品質保証システム等の開発、製造、販売を行っています。

当期は、食品・医薬品に対する安全・安心志向の高まりや、人手不足を背景とした検査工程を自動化する動きが加速しており、国内・海外市場ともにX線を応用した自動検査機の需要が拡大しました。

この結果、売上収益は225億49百万円（前期比15.1%増）、営業利益は19億69百万円（前期比51.2%増）となりました。

〔その他の事業〕

これら2事業以外に、情報通信事業、デバイス事業、物流、厚生サービス、不動産賃貸等の事業を展開しております。

当期は、デバイス事業及び情報通信事業の損益が、前期と比較して改善しました。

この結果、売上収益は89億84百万円（前期比3.1%増）、営業利益は13億2百万円（前期比31.3%増）となりました。

売上収益859億67百万円を地域別に見ますと、日本は297億53百万円（前期比1.4%増）、米州は174億19百万円（前期比11.3%減）、EMEA（欧州・中近東・アフリカ）は127億81百万円（前期比2.1%増）、アジア他は260億12百万円（前期比0.5%減）であり、当社グループ全売上収益に対する比率は日本34.6%、米州20.3%、EMEA14.9%、アジア他30.2%であります。

② 設備投資の状況

当期の設備投資は総額34億30百万円であり、主力の計測事業を中心に技術革新と販売競争に対処するため開発環境基盤強化と原価低減に向けた投資を継続するとともに、グローバルな情報システムへの投資を推進しました。

③ 資金調達の状況

当期において、新株式発行及び社債発行等の資金調達は行っていません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第 89 期 2014年度 (IFRS基準) | 第 90 期 2015年度 (IFRS基準) | 第 91 期 2016年度 (IFRS基準) | 第92期(当期) 2017年度 (IFRS基準) |
|-----------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 受 注 高(百万円) | 101,084 | 94,589 | 88,934 | 88,542 |
| 売 上 収 益(百万円) | 98,839 | 95,532 | 87,638 | 85,967 |
| 営 業 利 益(百万円) | 10,882 | 5,897 | 4,234 | 4,912 |
| 税 引 前 当 期 利 益(百万円) | 11,591 | 5,434 | 3,628 | 4,602 |
| 当 期 利 益(百万円) | 7,874 | 3,767 | 2,734 | 2,898 |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円) | 7,857 | 3,760 | 2,698 | 2,880 |
| 基本的1株当たり当期利益(円) | 55.72 | 27.38 | 19.65 | 20.97 |
| 資 産 合 計(百万円) | 126,893 | 124,624 | 125,054 | 121,190 |
| 親会社の所有者に帰属する持分(百万円) | 78,639 | 75,811 | 76,398 | 78,230 |
| 1株当たり親会社所有者帰属持分(円) | 572.04 | 552.26 | 556.40 | 569.54 |

(注) 当社は、国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第 89 期 2014年度 (日本基準) | 第 90 期 2015年度 (日本基準) | 第 91 期 2016年度 (日本基準) | 第92期(当期) 2017年度 (日本基準) |
|----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 受 注 高(百万円) | 50,555 | 45,593 | 40,008 | 39,103 |
| 売 上 高(百万円) | 49,876 | 46,939 | 40,333 | 38,710 |
| 営 業 利 益(百万円) | 4,479 | 2,841 | 1,306 | 3,099 |
| 経 常 利 益(百万円) | 5,946 | 3,394 | 1,053 | 3,773 |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 4,333 | 2,807 | 965 | 2,985 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 30.73 | 20.44 | 7.03 | 21.74 |
| 総 資 産(百万円) | 120,350 | 122,297 | 121,758 | 117,090 |
| 純 資 産(百万円) | 77,673 | 77,161 | 75,431 | 76,474 |
| 1株当たり純資産(円) | 563.46 | 560.60 | 548.30 | 556.09 |

(3) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況 (2018年3月31日現在)

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---------------------------------|-----------------------|-------|--------------------|
| アンリツインフィビス株式会社 | 1,350百万円 | 100% | 重量選別機、異物検出機等の製造、販売 |
| アンリツネットワークス株式会社 | 355 | 100 | 情報通信機器の製造、販売 |
| 東北アンリツ株式会社 | 250 | 100 | 計測器、情報通信機器等の製造 |
| アンリツカスタマーサポート株式会社 | 100 | 100 | 計測器の校正、修理、保守 |
| アンリツデバイス株式会社 | 90 | 100 | 光デバイスの製造 |
| アンリツエンジニアリング株式会社 | 40 | 100 | ソフトウェアの開発 |
| アンリツ興産株式会社 | 20 | 100 | 物流、厚生サービス、施設管理 |
| アンリツ不動産株式会社 | 20 | 100 | 不動産の賃貸 |
| 株式会社アンリツプロアソシエ | 10 | 100 | シェアード・サービス・センター業務 |
| A T テクマック株式会社 | 10 | 50 | 加工品、ユニット組立品の製造、販売 |
| Anritsu U.S. Holding, Inc. [米国] | 9千米ドル | 100 | 海外子会社の持株会社 |
| Anritsu Company [米国] | 11,098千米ドル | (100) | 計測器等の製造、販売 |
| Anritsu EMEA Ltd. [英国] | 1,502千英ポンド | 100 | 計測器等の販売 |
| Anritsu Company Ltd. [香港] | 43,700千香港ドル | 100 | 計測器等の販売 |
| Anritsu A/S [デンマーク] | 217,000千デンマーク クローネ | 100 | サービス・アシユアランス等 |

- (注) 1. 出資比率欄の括弧内の数字は間接比率を示しております。
2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

② 重要な関係会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済は回復傾向で推移すると思われませんが、英国のEU離脱交渉の不確実性や、東アジアや中東における地政学的リスク、米中貿易摩擦による情報通信分野での知的財産紛争リスクなど、先行き不透明感も浮上しています。また、技術革新、市場環境や競争関係の変化、金融情勢や為替動向に常に的確に対応する必要があります。

このような環境の中、当社グループは、中長期経営戦略及び「2020VISION」のもと、新たな中期経営計画である「GLP2020」(計画期間：2018～2020年度)をスタートさせました。その初年度にあたる2018年度の経営方針は、「新経営ビジョンとサステナビリティ方針のもと、アンリツグループの企業価値の向上に取り組もう」です。新しく見直した経営ビジョンは、“持続可能な社会”への貢献を通じて企業価値を向上させていくことを明確にしました。また、その社会的使命を果たすための指針として、従来のCSR達成像を発展させた「サステナビリティ方針」を新たに制定しました。

① 経営理念・経営ビジョン・経営方針

当社は、様々なステークホルダーに対する責任と対話を重視し、以下のとおり経営理念・経営ビジョン・経営方針を策定しています。

- 〔経営理念〕** 誠と和と意欲をもって、「オリジナル&ハイレベル」な商品とサービスを提供し、安全・安心で豊かなグローバル社会の発展に貢献する
- 〔経営ビジョン〕** 衆知を集めたイノベーションで社会のサステナビリティに貢献し、「利益ある持続的成長」を実現する
- 〔経営方針〕**
1. 衆知を集めた全員経営でハツラツとした組織へ
 2. イノベーションで成長ドライバーの獲得
 3. グローバル市場でマーケットリーダーになる
 4. 良き企業市民として人と地球にやさしい社会づくりに貢献

② 中長期的な経営戦略

当社グループは、主力の計測事業を軸に、ICT (Information and Communication Technology) サービスに関わるビジネスを展開しております。ICT分野における成長ドライバーは、「世界的なモバイル・ブロードバンド・サービスとIoT (Internet of Things) による新たな社会価値の創造」です。モバイル・ブロードバンド・サービスの拡大は、モバイル通信方式の2G、3G、4G、5Gとして進化してきました。それらの通信方式の進化は、計測市場の上昇、ピーク、下降の変動サイクルの波に見舞われた歴史でもありました。経営ビジョンに掲げる「利益ある持続的成長」が意味するものは、このような市場変動の波に耐え、次代の技術革新を獲得する先行投資を可能にするための強固な経営体質を構築することです。「2020VISION」は、その経営の基本方針に沿って2020年を目途とする時間軸として取り組んできたものであります。

- 〔2020VISION〕**
1. アンリツらしい価値を創造し、ワールドクラスの強靱な利益体質を持つグローバルマーケットリーダーになる
 2. 新しい分野でアンリツの先進性を発揮して事業創発をする

グループの経営の基本方針並びに「2020VISION」のもと、各事業部門が掲げる経営ビジョンは以下のとおりです。

- 〔計測事業〕** 5G/IoT社会を支えるリーディングカンパニーになる
- 〔PQA事業〕** ワールドクラスの品質保証ソリューションパートナーになる

③ 中期経営計画「GLP2020」と各事業部門の施策

新中期経営計画「GLP2020」が目指すものは、「収益力を回復する」ことと、「GLP2017」からの継続課題「利益ある持続的成長のための経営基盤を確立する」ことです。その経営目標を確実に遂行するために、以下の3つの課題に全力で取り組みます。

- (1) 成長ドライバーの確実な獲得
- (2) 強靱な利益体質の構築
- (3) 次世代の事業の柱づくり

〔計測事業〕

モバイル市場においては、5Gに関する標準・規格の進化とオペレータの商用化計画に的確に対応した最適なソリューションをタイムリーに市場投入することで、5G開発市場でリーディングカンパニーの地位を確実なものにします。同時に、LTE-Advanced/Pro(Gigabit LTE)向けのソリューションは、コスト競争力も含めた一層の差別化策を実施し、収益基盤を確固たるものとします。一方、新たな成長分野として期待する5G/IoTを活用した産業分野での成長機会は、当面はオートモティブ市場での事業拡大を軸に、5Gの高信頼性や低遅延などの特徴を活かした用途での普及が期待される2021年以降をにらみ、M&A施策を含む事業創発活動を強化してまいります。ネットワーク・インフラ市場では、爆発的に増加するデータ・トラフィックやデータセンター需要で牽引される超高速大容量化のための技術革新を確実に取り込み、ネットワーク再構築のための需要を獲得します。

〔PQA事業〕

PQA事業の成長ドライバーは、「食品・医薬品市場における品質保証ニーズの拡大」です。その背景には、供給サイド、需要サイド双方でのニーズの変化があります。供給サイドは、異物検査や重量選別に加えて、包装された商品の品質管理の厳格化です。また、生産効率化や人手不足対策を目的とする生産ラインの自動化投資が拡大しています。需要サイドは、食の安全・安心意識の高まりに加えて、個装された調理済み食品(中食)の普及拡大などがあります。PQA事業は、このような市場要求に応えるソリューションで差別化を図るとともに、世界大手食品メーカーとの信頼関係構築に努めて事業拡大を図ってきました。PQA事業が高い成長率を維持し続けるためには、日本市場での競争優位を維持しつつ、海外市場でのプレゼンスを拡大する必要があります。〔GLP2020〕計画期間は、グローバル市場攻略に向けた経営資源の拡充整備に取り組み、海外売上比率50%以上を可能とする経営体制の構築に取り組みます。

④ コーポレートガバナンスの充実

当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高め、継続的に企業価値を向上させていくことを経営の最重要課題としております。その目標を実現するために、コーポレートガバナンスが有効に機能する仕組みを構築することに努めております。執行役員制度導入による意思決定と業務執行の分離の促進、「監査等委員会設置会社」への移行、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会・報酬委員会・独立委員会の設置、取締役会の実効性評価の実施などにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることで、グローバルな視点でより透明性の高い経営の実現を目指してまいります。

なお、当社は、上記の視点を明確にするため、「アンリツ株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」を制定しており、当社ウェブサイト (<https://www.anritsu.com/ja-JP>) に掲載しております。

以上の活動により、「誠と和と意欲」をもってグローバル社会のサステナビリティに貢献することを通じて企業価値の向上に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

| 事業部門 | 主要製品等 |
|------|--|
| 計測 | デジタル通信・IPネットワーク用測定器、光通信用測定器、移動通信用測定器、RF・マイクロ波・ミリ波帯汎用測定器、サービス・アシユアランス |
| PQA | 自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機、総合品質管理・制御システム |
| その他 | 情報通信、光デバイス、不動産賃貸等 |

(6) 主要な事業所 (2018年3月31日現在)

① 当社

| | 所在地 |
|------|---|
| 本社 | 神奈川県厚木市 |
| 営業拠点 | 神奈川県厚木市、東京都新宿区、宮城県仙台市、愛知県名古屋市、大阪府吹田市、福岡県福岡市 |
| 事業所 | 福島県郡山市 |

② 子会社

| 名 | 称 | 所在地 |
|--|---|---------------|
| アンリツインフィビス株式会社 アンリツカスタマーサポート株式会社 アンリツエンジニアリング株式会社 アンリツ不動産株式会社 | アンリツネットワークス株式会社 アンリツデバイス株式会社 アンリツ興産株式会社 株式会社アンリツプロアソシエ | 神奈川県厚木市 |
| ATテックマック株式会社 | | 神奈川県平塚市 |
| 東北アンリツ株式会社 | | 福島県郡山市 |
| Anritsu Company | | 米国・カリフォルニア |
| Anritsu EMEA Ltd. | | 英国・ベッドフォードシャー |
| Anritsu Company Ltd. | | 香港・カオルーン |
| Anritsu A/S | | デンマーク・コペンハーゲン |

(7) 使用人(従業員)の状況 (2018年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|--------|--------|
| 3,717名 | △71名 |

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 844名 | 29名 | 43.3歳 | 19.3年 |

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 2,350百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,850百万円 |
| 株式会社横浜銀行 | 1,450百万円 |

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2018年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 400,000,000株
- ② 発行済株式の総数 138,134,794株 (自己株式645,759株を含む。)

(注) 当期中における第11回、第13回、第14回及び第15回新株予約権(ストック・オプション)の新株予約権の行使により、発行済株式総数が前期末に比べ、19,500株増加しました。

- ③ 株主数 23,989名
- ④ 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--|--------|---------|
| | 千株 | % |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 19,047 | 13.85 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 10,021 | 7.29 |
| BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND | 9,384 | 6.83 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5) | 2,785 | 2.03 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口) | 2,527 | 1.84 |
| TAIYO HANEI FUND, L.P. | 2,346 | 1.71 |
| 住友生命保険相互会社 | 2,314 | 1.68 |
| NOMURA BANK (LUXEMBOURG) S.A. S/A NOMURA MULTI CURRENCY JAPAN STOCK LEADERS FUND | 2,150 | 1.56 |
| J U N I P E R | 2,094 | 1.52 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1) | 2,032 | 1.48 |

(注) 持株比率は自己株式 (645,759株) を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2015年7月30日開催の取締役会において、当社取締役(社外取締役及び監査等委員であるものを除きます。以下同じ。)並びに当社の重要な使用人である執行役員及び理事に対する信託を用いたインセンティブ・プラン(2015年6月25日開催の第89期定時株主総会の決議に基づき導入した当社取締役向けの業績連動型株式報酬制度を含みます。以下「本制度」といいます。)に係る細目事項を決定しました。かかる決定事項に従い、本制度の導入に際し新たに設定した役員向け株式交付信託において、取引市場を通じて当社普通株式を取得しましたが、当社の自己の所有に係るものではないことから、当該株式の数は上記自己株式の数に含めておりません。なお、当該信託に係る信託口が所有する株式131,900株については、連結計算書類及び計算書類上、自己株式として会計処理しております。また、当該信託による当社株式の取得は、取引市場を通じたものであり、本制度による当社株式の希薄化は生じておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している新株予約権の状況（2018年3月31日現在）

- イ. 新株予約権の数 580個
- ロ. 目的である株式の種類及び数 普通株式 58,000株
- ハ. 当社役員の保有状況

| | 回次 | 行使価額 | 行使期間 | 個数 | 保有者数 |
|----------------------------|------|--------|-----------------------|------|------|
| 取締役 (監査等委員で あるものを除く) | 第12回 | 1,295円 | 2016年8月22日～2022年8月21日 | 250個 | 3名 |
| | 第14回 | 956円 | 2017年9月1日～2023年8月31日 | 250個 | 3名 |
| 取締役 (監査等委員) | 第13回 | 1,295円 | 2016年8月22日～2022年8月21日 | 40個 | 1名 |
| | 第15回 | 956円 | 2017年9月1日～2023年8月31日 | 40個 | 1名 |

- (注) 1. 当社は、社外取締役に対して新株予約権を割り当てておりません。
2. 監査等委員である取締役の保有する新株予約権は、監査等委員である取締役就任前に当社従業員としての地位に基づいて割当てを受けたものであります。

② 当期中に従業員等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2018年3月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|--------------------|-----------|--|
| 代表取締役社長 (社長) | * 橋 本 裕 一 | グループCEO 指名委員会委員、報酬委員会委員 |
| 取締役 (専務執行役員) | * 谷 合 俊 澄 | コーポレート総括、経営企画室長、アプライアンスビジネス部長 指名委員会委員、報酬委員会委員 |
| 取締役 (常務執行役員) | * 窪 田 顕 文 | CEO、CIO Anritsu U.S. Holding, Inc.(米国) 社長 |
| 取締役 (専務執行役員) | * 濱 田 宏 一 | 計測事業グループプレジデント 計測事業本部長 |
| 取 締 役 | 佐 野 高 志 | 指名委員会委員長、報酬委員会委員、独立委員会委員 公認会計士 佐野公認会計士事務所 所長 株式会社図研 社外取締役 |
| 取 締 役 | 井 上 雄 二 | 指名委員会委員、報酬委員会委員長、独立委員会委員長 株式会社良品計画 社外監査役 協和発酵キリン株式会社 社外監査役 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 関 孝 哉 | 指名委員会委員、報酬委員会委員、独立委員会委員 コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社 取締役 立正大学経営学部教授 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 五十嵐 則 夫 | 指名委員会委員、報酬委員会委員、独立委員会委員 公認会計士 国立大学法人横浜国立大学成長戦略研究センター客員教授 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員) |
| 取 締 役 (常勤監査等委員) | 永 田 修 | |

- (注) 1. 取締役 佐野高志氏及び井上雄二氏並びに監査等委員である取締役 関 孝哉氏及び五十嵐則夫氏は、社外取締役であります。なお、当社は、4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員である取締役 永田 修氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由につきましては、社内の事情に精通し、容易に会社の情報を収集できる者が、経営戦略会議等の取締役会以外の重要な会議に出席したり、代表取締役、業務執行取締役、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに監査・監督を行うことで、監査等委員会における監査・監督の実効性を高めるためであります。
3. 監査等委員である取締役 五十嵐則夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2017年6月28日開催の第91期定時株主総会において、濱田宏一氏及び井上雄二氏は取締役(監査等委員であるものを除く。)に、五十嵐則夫氏及び永田 修氏は監査等委員である取締役に、それぞれ新たに選任され就任しました。

5. 当期中に退任した取締役は次のとおりであります。

| 氏名 | 退任日 | 退任事由 | 退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|--------|------------|------|---|
| 青木 昭明 | 2017年6月28日 | 任期満了 | 取締役(社外取締役) 指名委員会委員、報酬委員会委員長、独立委員会委員長 |
| 市川 佐知子 | 2017年6月28日 | 任期満了 | 取締役(社外取締役) 指名委員会委員、報酬委員会委員、独立委員会委員 弁護士 田辺総合法律事務所 パートナー 公益社団法人会社役員育成機構 理事 |
| 井上 雄二 | 2017年6月28日 | 任期満了 | 監査等委員である取締役(社外取締役) 指名委員会委員、報酬委員会委員、独立委員会委員 株式会社良品計画 社外監査役 |
| 菊川 知之 | 2017年6月28日 | 任期満了 | 監査等委員である取締役(常勤) |

6. 2018年4月1日をもって地位、担当等が次のとおり変更されました。

| | | |
|-----------------|---------|--|
| 代表取締役 (会長) | * 橋本 裕一 | グループCEO 指名委員会委員、報酬委員会委員 |
| 代表取締役社長 (社長) | * 濱田 宏一 | 計測事業グループプレジデント |
| 取締役 (専務理事) | * 谷合 俊澄 | 指名委員会委員、報酬委員会委員 |
| 取締役 (常務執行役員) | * 窪田 顕文 | CFO、コーポレート総括、グローバルコーポレート本部長 Anritsu U.S. Holding, Inc.(米国) 社長 |

7. *印を付した取締役は執行役員・理事を兼務しております。2018年4月1日現在の執行役員・理事は次のとおりであります。

| 地位 | 氏名 | 地位 | 氏名 |
|--------|--------------|------|-------|
| 会長 | 橋本 裕一 | 執行役員 | 武内 一郎 |
| 社長 | 濱田 宏一 | 執行役員 | 藤掛 博幸 |
| 専務執行役員 | 清家 高志 | 執行役員 | 島田 岳史 |
| 専務執行役員 | 窪田 顕文 | 執行役員 | 内田 嘉昇 |
| 専務執行役員 | ゲラルド・オストハイマー | 執行役員 | 天野 嘉之 |
| 執行役員 | 新橋 美真 | 専務理事 | 谷合 俊澄 |
| 執行役員 | 橋本 永康 | 専務理事 | 川辺 俊哲 |
| 執行役員 | 脇 永徹 | 専務理事 | 高門 深彦 |
| 執行役員 | 高橋 幸宏 | 専務理事 | 高門 正彦 |
| 執行役員 | 高木 幸章 | 専務理事 | 高門 正彦 |

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 佐野高志氏及び井上雄二氏並びに監査等委員である取締役 関孝哉氏、五十嵐則夫氏及び永田 修氏は、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、イ. において同じ。）の報酬等については、取締役会の諮問機関である報酬委員会において、取締役報酬の制度、内容、水準及び分配バランス等について審議され、取締役会が報酬委員会の答申を受けて、株主総会決議により承認された範囲内でこれを決定しております。

基本方針：

イ. 取締役に対する報酬等

取締役の報酬等の基本方針は次のとおりであります。

- ・経営目標の達成と企業価値の持続的な向上への意欲の創出に繋がる制度・内容とする。
- ・グローバル企業の役員として望まれる優秀で多様な人財を確保することができる魅力的な制度・内容とする。
- ・報酬等の決定プロセス及び分配バランスの妥当性・客観性を確保する。

取締役の報酬等は、上に掲げる方針のもと、その水準については外部調査機関による役員報酬調査データにも照らしつつ、各事業年度における業績の向上及び中長期的な企業価値の増大に対するインセンティブとして有効に機能させることを主眼に、職責等に応じた基本報酬及び業績連動報酬のバランスを勘案し、決定することとしております。なお、業務執行取締役の報酬等の現在の体系は、基本報酬の50%相当額を業績連動報酬とし、当該取締役が株主の皆様との利益意識を共有し、中長期的な視点での業績や株式価値を意識した経営を動機づける制度設計を採り入れています。

業績連動報酬は、金銭によるもの（賞与：基本報酬の30%相当額）と信託を用いたインセンティブ・プランによる非金銭報酬（株式報酬：基本報酬の20%相当額）により構成されます。評価対象とすべき事業年度における剰余金の配当の水準、経営指標に関する数値目標に対する達成度、各取締役が予め設定した非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度等に照らし、各取締役に対する評価を行うこととしております。

ロ. 監査等委員である取締役に対する報酬等

監査等委員である取締役の報酬等は、当社の職務執行に対する監査の実効性を確保することを主眼に、業務執行者から独立して監査等委員の職責を全うするために、株主総会決議により承認された範囲内で固定報酬として監査等委員の協議に基づき決定することとしております。

④ 取締役の報酬等の総額

| 区 分 | 人 数 | 報 酬 等 の 額 |
|-----------------------|-----|-----------|
| 取 締 役 (監査等委員であるものを除く) | 8名 | 195百万円 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 5名 | 37百万円 |
| 合 計 | 13名 | 233百万円 |

- (注) 1. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（賞与を含みます。）が4百万円あります。
2. 2015年6月25日開催の第89期定時株主総会の決議による役員報酬限度額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。）は、取締役（監査等委員であるものを除きます。）年額260百万円（うち社外取締役分は年額45百万円）、監査等委員である取締役年額60百万円であります。
3. 上記報酬等の額には、2018年6月26日開催予定の第92期定時株主総会において付議いたします取締役（監査等委員であるものを除きます。）賞与が次のとおり含まれております。
- 取締役 4名 40百万円
- なお、当社は、社外取締役に対して賞与を支払っておりません。
4. 上記報酬等の額には、取締役（監査等委員であるものを除きます。）4名の株式報酬額13百万円が含まれております。なお、当社は、社外取締役に対して株式報酬を支給しておりません。
5. 上記報酬等の額のうち、社外取締役7名（うち監査等委員である取締役3名）の報酬の合計額は35百万円であります。
6. 上記人数には、2017年6月28日開催の第91期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員であるものを除きます。）2名（うち社外取締役2名）及び監査等委員である取締役2名（うち社外取締役1名）が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の兼職の状況（他の法人等の業務執行者又は社外役員である場合）

| 氏 名 | 地 位 | 兼 職 先 及 び 兼 職 内 容 |
|---------|----------------------|-------------------------------------|
| 佐 野 高 志 | 社 外 取 締 役 | 佐野公認会計士事務所 所長 株式会社図研 社外取締役 |
| 井 上 雄 二 | 社 外 取 締 役 | 株式会社良品計画 社外監査役 協和発酵キリン株式会社 社外監査役 |
| 関 孝 哉 | 社 外 取 締 役 (監査等委員) | コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社 取締役 |
| 五十嵐 則 夫 | 社 外 取 締 役 (監査等委員) | 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員) |

- (注) 当社と佐野公認会計士事務所、株式会社図研、株式会社良品計画、協和発酵キリン株式会社、コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社及び三菱UFJ証券ホールディングス株式会社との間に特別の関係はありません。

ロ. 社外役員の主な活動状況

| 氏名 | 地位 | 主な活動状況 |
|-------|------------------|---|
| 佐野高志 | 社外取締役 | 当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主にグローバル・ビジネスについて高い見識を有する経営者としての経験並びに公認会計士としての財務及び会計に関する専門的見地に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、指名委員会の委員長を務めたほか、報酬委員会及び独立委員会の委員として活動しました。 |
| 井上雄二 | 社外取締役 | 当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に経営者としての豊富な経験と財務及び会計に関する幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、2017年6月までは、監査等委員である取締役として、当期、在任中に開催された監査等委員会2回のうち2回に出席し、監査活動及び結果について専門的見地から発言を行いました。更に、報酬委員会の委員長及び筆頭独立取締役として独立委員会の委員長を務めたほか、指名委員会の委員として活動しました。 |
| 関孝哉 | 社外取締役 (監査等委員) | 当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主にコーポレートガバナンスの専門家としての豊富な知識と高い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会の委員長として当期開催の監査等委員会10回のうち10回に出席し、委員会の議事運営を行うとともに、監査活動及び結果について専門的見地から発言を行っております。更に、独立委員会の委員として活動したほか、指名委員会及び報酬委員会の委員として各委員会に出席し、取締役の選任・報酬に関する監査等委員会の意見形成に努めました。 |
| 五十嵐則夫 | 社外取締役 (監査等委員) | 監査等委員である取締役就任後、当期開催の取締役会10回のうち10回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士及び大学教授としての財務及び会計並びに経営に関する専門的見地に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当期開催の監査等委員会8回のうち8回に出席し、監査活動及び結果について専門的見地から発言を行っております。更に、独立委員会の委員として活動したほか、指名委員会及び報酬委員会の委員として各委員会に出席し、取締役の選任・報酬に関する監査等委員会の意見形成に努めました。 |

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 74百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 85百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 子会社アンリツインフィビス株式会社につきましても、有限責任 あずさ監査法人が会計監査人となっております。
3. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、業務執行取締役、経理部等の社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の過年度の職務執行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性及び妥当性について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断しましたので、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める場合のいずれかに該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は次のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、経営理念で掲げる「誠と和と意欲」を基本に、経営方針で「良き企業市民としての社会貢献」を表明するとともに、「品格ある企業」に成長することを目指して、アンリツグループ企業行動憲章、アンリツグループ行動規範を制定し、法令と企業倫理の遵守を当社及びその子会社からなる企業集団（以下「アンリツグループ」という。）の企業活動の原点としています。
- ロ. 当社の取締役及び執行役員・理事は、この基本方針の実践が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、アンリツグループの実効ある体制の整備を行い、企業倫理の徹底を図ります。
- ハ. グループCEOを議長とする経営戦略会議のもと、当社の企業倫理推進委員会は、倫理法令遵守基本規程に基づき、コンプライアンスに関わる各委員会（情報管理・公正取引推進・輸出入管理・環境管理等の委員会）及び子会社関連部門と連携しながら、アンリツグループのコンプライアンス体制の整備、充実に努めます。また、企業倫理推進委員会は、コンプライアンス上の問題点を当社の取締役会に定期的に報告し、取締役会は問題点の改善に努めます。
- ニ. 企業倫理推進委員会は、コンプライアンスに関わる各委員会及び子会社関連部門と連携して、アンリツグループの従業員に対して教育研修を実施し、その効果をモニタリングします。当社の内部監査部門は、内部監査規程に基づき、コンプライアンスに関わる各委員会及び企業倫理の推進を担う法務部門の活動を監査します。
- ホ. アンリツグループの従業員等は、アンリツグループ行動規範に違反するおそれがある行為が行われていることを知った場合は、上司経由又は自らが社内窓口もしくは社外窓口に報告・通報する手段を有します。この場合において、報告・通報の事実は秘密として扱われ、報告・通報者が、当該報告・通報を理由として何らの不利益を被ることはありません。当社は、これらの取扱いを規程として明確化し、社内に周知徹底するものとします。
- ヘ. 当社は、アンリツグループの適正な財務報告とその信頼性を確保するために、内部統制システム基本規程に基づき、アンリツグループの内部統制の確実な運用と継続的改善を行います。
- ト. アンリツグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助成する行為を排除します。また、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と密に連携して対応することとします。

チ. アンリツグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らして適切なものとします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 当社は、業務上取り扱う情報について、情報管理基本規程に基づき、厳格かつ適切に管理する体制を整備し運用します。

ロ. 取締役及び執行役員・理事の意思決定と業務の執行に係る文書（例えば、株主総会議事録と関連資料、取締役会議事録と関連資料、経営戦略会議議事録と関連資料等）については、法令及び営業秘密管理規程に基づき、保管責任者、保管期間、保管方法を明確にして、適切に管理し、取締役が当該文書を速やかに閲覧できる体制を整備します。

ハ. 営業秘密、個人情報については、法令及び営業秘密管理規程、個人情報保護規程に基づき、厳格かつ適切に管理します。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、アンリツグループの主要リスクを①経営の意思決定と業務の執行に係るリスク、②法令違反リスク、③環境保全リスク、④製品・サービスの品質リスク、⑤輸出入管理リスク、⑥情報セキュリティリスク、⑦災害リスクであると認識し、リスクごとにリスク管理責任者を明確にしてリスクマネジメント体制を整備します。当社のリスクマネジメント推進部門は、規則・ガイドラインの制定、教育研修の実施などを行い、リスク管理レベルの向上と事業の継続発展を確保するための体制を整備します。

ロ. アンリツグループの中期経営計画策定の過程においては、経営環境の変化を踏まえてアンリツグループのリスクを洗い出し、経営目標を達成するためにリスク対応策を策定します。また、グループCEOを議長とする当社の常勤取締役及び執行役員・理事で構成される月例の経営戦略会議において、必要に応じてリスク分析とリスク対応策の進捗状況を審議するとともに、当社の取締役会に報告します。

ハ. これらのリスクマネジメントに関する活動をアンリツグループとして体系化し統一的に運用するため、リスクマネジメント基本規程を制定し、企業価値を一層向上させ、企業活動の持続的発展に結びつけていきます。

ニ. アンリツグループの経営に重大な影響を及ぼすおそれがある事象が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程に基づき、グループCEOが関係者を招集し、状況の把握と対策を講ずるとともに、速やかに取締役会及び監査等委員会に報告します。

ホ. 重大な事故、災害が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程及び災害・緊急対策基本規程に基づき、グループCEOを本部長とする危機対策本部を設置し、被害の最小化と事業の早期回復に努めます。

④ **当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- イ. 当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高め、継続的に企業価値を向上させていくため、執行役員制度のもと、当社の取締役及び執行役員・理事の、子会社を含めた職務分担を明確にし、当該業務の執行については、業務分掌規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。
- ロ. 当社の取締役会は、毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行うものとします。
- ハ. 当社の取締役会は、経営戦略会議が策定したアンリツグループの中期経営計画とそれに連動した単年度の経営予算の審議、承認及び執行状況の監督をします。
- ニ. グループCEOは、アンリツグループの中期経営計画と経営予算に基づき、自らのミッションと年度目標を設定し、経営目標を達成するためリーダーシップを発揮します。当社の執行役員・理事は、それを受けて自らの職務の権限と分担に基づいたミッションと年度目標を設定し、その実現に取り組みます。
- ホ. アンリツグループは、グローバル・ビジネスを円滑に展開するにあたって、事業グループごとにグローバル・ビジネス・ガイドラインを制定するとともに、シェアード・サービスによるグループ各社の共通業務の効率化やITシステムの統合、キャッシュ・マネジメント・システムの導入等に取り組みます。

⑤ **子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

- イ. 当社は、グループ経営を円滑に行うために、子会社の社長その他グループCEOが指名する者を、当社の経営戦略会議、事業開発戦略会議及び予算編成会議等に出席させ、当該子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について報告を受けることとします。
- ロ. 当社の取締役及び執行役員・理事は、分担する子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について、子会社から、定期的に又は必要に応じて報告を受けることとします。

⑥ **その他の当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- イ. 当社の取締役及び執行役員・理事は、それぞれの職務分担に従い、子会社に対し、適切な内部統制システムを整備するように指導します。
- ロ. 当社の内部監査部門は、子会社の内部監査部門等と連携して、業務の適正性について子会社の監査を行います。

⑦ **監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項**

- イ. 当社は、監査等委員会の職務を補佐するため、経営監査部門を設置し、専任者を配置します。
- ロ. 監査等委員会は、内部監査部門にその職務の補助を要請できることとし、その旨を内部監査部門に関する業務分掌規程により明確化します。

ハ、監査等委員会は、必要に応じて本社管理部門の専門知識を有する従業員からの協力及び事務の取扱いに関する支援を受けることができるものとします。

⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ、経営監査部門に配属された従業員等は、監査等委員会の業務を補佐する事項に関しては、監査等委員会の指揮・命令に従います。また、当該従業員等の人事異動は、監査等委員会の事前の同意を得なければならないものとします。

ロ、取締役、執行役員・理事及び上長等は、監査等委員会よりその職務の補助及び協力を要請された内部監査部門及び本社管理部門の従業員に対し、その要請事項に従うことを直接本人へ指示するものとします。

ハ、監査等委員会よりその職務の補助及び協力を要請された内部監査部門及び本社管理部門の従業員は、その要請事項に関しては、監査等委員会の指揮・命令に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員・理事及び上長等の指揮・命令を受けないものとします。

二、内部監査部門の部門長の人事異動は、監査等委員会の事前の同意を得なければならないものとします。

⑨ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ、監査等委員会が選定する監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、経営戦略会議、アンリツグループの中期経営計画等の審議会など重要会議への出席をはじめとして監査等委員会が選定する監査等委員が必要と判断した会議に出席できるものとします。

ロ、監査等委員会が選定する監査等委員は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査等委員会が選定する監査等委員が必要と判断した場合、取締役、執行役員・理事及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができるものとします。

ハ、当社の取締役、執行役員・理事及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項又は法令もしくは定款に違反する行為を認知した場合は、当該事項等のほか、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備運用状況、重要な会計方針、会計基準及びその変更、その他必要な重要事項を、速やかに監査等委員会に報告するものとします。また、監査等委員会への報告体制及び情報伝達ルートについて規程として明確化し、社内周知徹底するものとします。

二、当社の法務部門は、監査等委員会に対し、コンプライアンス活動の計画及び結果(所管する通報・相談窓口への通報、相談内容を含む。)について、定期的に、また、必要に応じて報告します。

⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 当社は、監査等委員会への報告の内容及び報告の事実は秘密として扱われ、報告者が、当該報告を理由として何らの不利益も被ることがないことを規程として明確化し、社内にて周知徹底するものとします。
- ロ. 当社のコンプライアンス担当執行役員は、報告者が報告したことを理由として、報告者の労働環境が悪化することのないよう、監視、監督する義務を負い、報告者に対する不利益な取扱いを確認した場合、直ちにこれを是正します。

⑪ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- イ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- ロ. 監査等委員は、監査の実施にあたり必要でないと認められるときを除き、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を会社の費用で活用できるものとします。
- ハ. 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、必要額を見積り、予算に計上します。

⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社の代表取締役は、監査等委員と定期的に又は随時、会合をもち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとします。
- ロ. 当社の内部監査部門は、監査等委員会に対し、内部監査の計画及び結果の報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図ります。また、監査等委員会は、必要に応じて内部監査部門及び内部監査に関連する管理部門に調査を求めることができます。
- ハ. 監査等委員会が連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行うことができるようにするため、監査等委員会への情報提供体制及び内部監査部門との連携体制を整備します。
- ニ. 当社の取締役及び執行役員・理事は、監査等委員会の監査がより効果的に行われるために、内部監査体制の充実や協力体制の徹底を図ります。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組みの状況

- イ. 当社の企業倫理推進委員会が中心となって全体的なコンプライアンス推進施策を計画立案・実施しています。当期においては、従業員等に対する「アンリツグループ行動規範 確認書」の提出義務付け、階層別教育やコンプライアンス推進イベント等を通じた教育・啓発活動、コンプライアンス体制の定着状況や従業員等の倫理意識レベルを確認するための「倫理アンケート」の実施と部門へのフィードバック等を継続して実施しました。更に、Web教育システムを活用し、国内従業員等向けに、独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)、下請法(下請代金支払遅延等防止法)、輸出管理(役務取引)等のWBT(Web Based Training)を実施しました。
- ロ. コンプライアンスに関わる専門部署、委員会が、公正取引、貿易管理等の担当専門分野に関して定期的に監査を実施し、各業務が適切に遂行されている状況を確認しました。
- ハ. 法令違反等の未然防止のため、内部通報規程に基づき、「ヘルプライン」として社内外の報告・通報・相談窓口を設置し、運用しております。
- ニ. ヘルプラインの運用状況を含めたコンプライアンスに関する取組みの状況は、定期的に取締役会に報告されています。

② 情報の保存及び管理に関する取組みの状況

- イ. 情報資産の適切な取扱い、保護を図るため、情報管理基本方針のもと情報管理基本規程等の社内規程、情報セキュリティマニュアルを整備し、運用しており、当期において全世界のグループ従業員等に対して情報セキュリティに関するWBTを実施しました。
- ロ. 株主総会関連資料、取締役会関連資料、経営戦略会議関連資料等は、法令及び社内規程(営業秘密管理規程)に従い、適切に管理されています。

③ 内部監査に関する取組みの状況

- イ. 内部監査部門が監査等委員会及び監査等委員会を支援する経営監査室と連携しながら、当社の内部統制の状況について確認したほか、子会社の内部監査部門と連携して業務の適正性について子会社の監査を実施しました。また、それらの結果を定期的に取締役会に報告しています。
- ロ. アンリツグループの適正な財務報告とその信頼性を確保するため、内部監査部門が実施計画に基づき内部統制評価を実施し、統制状況の有効性を確認しました。

④ リスクマネジメントに関する取組みの状況

- イ. 当社では、リスクごとにリスク管理責任者を明確にし、リスクの分析評価を行い、必要に応じ、経営戦略会議において審議し、取締役会に報告しております。予算作成時には、リスク・障害要因の抽出・分析を行い、経営戦略会議及び取締役会において議論しました。
- ロ. 会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれがある事象が発生した場合は、リスクマネジメント基本規程に基づきグループCEOが関係者を招集し、状況の把握と対策を講じるとともに、速やかに取締役会及び監査等委員会に報告することとしています。

ハ. 災害リスクについては、日常的な危機管理活動のほか、災害発生時に迅速・適切な対応を図ることができるよう、リカバリー・プランを含む災害対応体制を構築しており、定期的に研修、訓練を行っています。

⑤ 職務執行の効率性の確保に関する取組みの状況

- イ. 当期において、取締役会は12回開催され、法令及び取締役会規則に基づき所要の事項の決議・報告並びに中期経営計画及び経営予算の進捗状況の確認等を行ったほか、取締役の業務執行を監督しました。また、定期的に社外取締役を含む取締役及び執行役員等を交えてフリーディスカッションを行い、当社グループの経営課題について議論を深めました。更に、社外取締役が監査等委員会の監査に同行し、業務執行の状況を確認しました。
- ロ. 経営戦略会議において、グループ戦略に係る具体的事項について審議されるほか、子会社を担当する執行役員から子会社の営業成績、財務状況その他重要事項が適宜報告されています。
- ハ. 取締役全員に対するアンケート形式による取締役会の実効性評価を行い、その結果を取締役会において議論しました。その結果、当社取締役会は、適切な社内外の経営人財と人数で構成され、建設的な議論及び意思決定並びに取締役の業務執行の監督を行うための体制が整備されていること、各取締役は、役割を十分に認識し、多様な経験や専門知識等に基づき活発に議論していることを確認しました。一方、実効性を更に高めていくための課題として、取締役会の議論・審議の充実のための一層の工夫、中長期課題を議論するための報告と審議のあり方、今後の事業展開に向けた社外取締役に期待される知見等が提言されました。
- ニ. 取締役会における審議の充実を図るため、Webシステムを活用した取締役会資料提供の早期化や関連情報の提供に努めました。

⑥ 監査等委員会の監査の実効性の確保に関する取組みの状況

- イ. 監査等委員は、取締役として取締役会の決議に加わるとともに、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、常勤監査等委員が経営戦略会議、事業部門の戦略会議等に出席したほか、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧しました。
- ロ. 当期において、監査等委員会は10回開催され、監査方針及び監査計画の決定、監査等委員会規則の改定、取締役の業務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査、決算のレビュー等を行いました。
- ハ. 監査等委員会の職務を補佐する部署として経営監査室を設置しており、常勤監査等委員とともに、社内で日常の監査活動にあたりました。
- ニ. 監査等委員会による実効的な監査の遂行を担保するため、監査等委員会への報告及び情報伝達に関する規程を定め、監査等委員会への報告体制及び情報伝達ルートを明確にしています。
- ホ. 監査等委員と代表取締役との定期的な会合、意見交換を実施したほか、会計監査人との意見交換を随時実施しました。
- ヘ. 取締役の選任や報酬についての監査等委員会の意見形成のため、監査等委員(社外取締役)が指名委員会及び報酬委員会に委員として参加し、情報収集に努めました。

(7) 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、公開企業として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否か、ひいては会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定すべきものと考えます。一方で、当社は、企業価値の源泉となり株主共同の利益を構築している経営資源の蓄積を最大限に生かし、当社グループのブランド価値を高めていくためには、中長期的観点からの安定的な経営及び蓄積された経営資源に関する十分な理解が不可欠であると考えています。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると考えています。

そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者による大規模買付行為に対しては、株主の皆様のご判断に資するよう、大規模買付者への情報提供要求など積極的な情報収集と適切な情報開示に努めるとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図るため、必要に応じ、法令及び定款によって許容される限度において、適切な措置を講ずるものとしします。

② 基本方針の実現のための取組みの概要

当社は、株主の皆様のご負託に応えるためには、利益ある持続的な成長により企業価値を向上させることが最重要課題と認識しており、より長期的な視点で企業価値の向上に取り組むために、10年スパンの時間軸で取り組む「2020 VISION」及びそのマイルストーンとなる中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループを挙げて取り組んでおります。また、当社は、コーポレートガバナンスの強化のため、執行役員制度の導入や複数の独立性のある社外取締役の選任による経営監督機能の強化、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会・報酬委員会・独立委員会の設置による経営の透明性の確保に努めております。更に、当社は、これらの取組みを進化させることを目的として「監査等委員会設置会社」に移行するなど、コーポレートガバナンスの一層の強化に努めております。

このような企業価値向上を核とした経営を進めることは、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減する方向に導くものとして、前記①の基本方針に沿うものと考えます。また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(8) 資本政策の基本的な方針及び剰余金の配当等の決定に関する方針

① 資本政策の基本的な方針

当社は、投下資本の効率性の指標として「ROE (Return On Equity)」を、また投下資本が生み出した付加価値を評価する当社独自の指標「ACE」^(注)を設定し、企業価値の最大化に取り組みます。

財務の安定性については、大きく変動する市場環境及び金融情勢に備えるために、親会社所有者帰属持分比率（自己資本比率）の維持向上に取り組みます。

株主の皆様に対する利益還元については、次の「剰余金の配当等の決定に関する方針」に基づいて行うこととします。

(注) ACE (Anritsu Capital-cost Evaluation) : 税引後営業利益－資本コスト(5%)

② 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元について、連結業績に応じるとともに、総還元性向を勘案した利益処分を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当については、連結当期利益の上昇に応じて、親会社所有者帰属持分配当率 (DOE : Dividend On Equity) を上げることを基本にしつつ、連結配当性向30%以上を目標としており、株主総会決議もしくは取締役会決議により、期末配当及び中間配当の年2回の配当を行う方針です。

自己株式の取得は、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら、必要に応じ適切に実施していく方針です。

内部留保資金は、急速に進展する技術革新や市場構造の変化に対応するための研究開発や設備投資、サポート・サービスの拡充を図るための投資、更なる事業拡大を目指すための投資などに活用していく方針です。

(注) 本事業報告における金額及び株式数は、基本的1株当たり当期利益、1株当たり当期純利益、1株当たり親会社所有者帰属持分及び1株当たり純資産を除き表示単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。また、比率(%)は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------|----------------|----------------------|----------------|
| 資 産 | | 負 債 | |
| 流 動 資 産 | 79,576 | 流 動 負 債 | 26,803 |
| 現金及び現金同等物 | 35,452 | 営業債務及びその他の債務 | 7,998 |
| 営業債権及びその他の債権 | 21,474 | 社債及び借入金 | 4,467 |
| その他の金融資産 | 1,164 | その他の金融負債 | 73 |
| 棚卸資産 | 18,236 | 未払法人所得税 | 2,352 |
| 未収法人所得税 | 128 | 従業員給付 | 5,254 |
| その他の流動資産 | 3,120 | 引当金 | 323 |
| 非 流 動 資 産 | 41,613 | その他の流動負債 | 6,333 |
| 有形固定資産 | 25,947 | 非 流 動 負 債 | 16,073 |
| のれん及び無形資産 | 3,993 | 営業債務及びその他の債務 | 500 |
| 投資不動産 | 1,463 | 社債及び借入金 | 11,477 |
| 営業債権及びその他の債権 | 326 | その他の金融負債 | 153 |
| その他の金融資産 | 2,747 | 従業員給付 | 2,247 |
| 繰延税金資産 | 7,125 | 引当金 | 108 |
| その他の非流動資産 | 9 | 繰延税金負債 | 185 |
| 資 産 合 計 | 121,190 | その他の非流動負債 | 1,400 |
| | | 負 債 合 計 | 42,876 |
| | | 資 本 | |
| | | 親会社の所有者に帰属する持分合計 | 78,230 |
| | | 資本金 | 19,064 |
| | | 資本剰余金 | 28,137 |
| | | 利益剰余金 | 26,254 |
| | | 自己株式 | △987 |
| | | その他の資本の構成要素 | 5,761 |
| | | 非支配持分 | 83 |
| | | 資 本 合 計 | 78,313 |
| | | 負 債 ・ 資 本 合 計 | 121,190 |

連結純損益及びその他の包括利益計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|----------------------------|--------|--------|
| 売上収益 | | 85,967 |
| 売上原価 | | 44,023 |
| 売上総利益 | | 41,943 |
| その他の収益・費用 | | |
| 販売費及び一般管理費 | 26,563 | |
| 研究開発費 | 10,156 | |
| その他の収益 | 224 | |
| その他の費用 | 535 | 37,031 |
| 営業利益 | | 4,912 |
| 金融収益 | | 332 |
| 金融費用 | | 642 |
| 税引前当期利益 | | 4,602 |
| 法人所得税費用 | | 1,703 |
| 当期利益 | | 2,898 |
| その他の包括利益 | | |
| 純損益に振り替えられることのない項目 | | |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産 | 181 | |
| 確定給付制度の再測定 | 988 | |
| 計 | 1,169 | |
| 純損益に振り替えられる可能性のある項目 | | |
| 在外営業活動体の換算差額 | △213 | |
| 計 | △213 | 955 |
| 当期包括利益 | | 3,854 |
| 当期利益の帰属 | | |
| 親会社所有者分 | 2,880 | |
| 非支配持分 | 18 | 2,898 |
| 当期包括利益の帰属 | | |
| 親会社所有者分 | 3,836 | |
| 非支配持分 | 18 | 3,854 |

連結持分変動計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | その他の 資本金の 構成要素 | 親会社 有する の 持分 に 関 する 計 | 非支配持分 | 資本合計 |
|---------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------------|--|-----------|---------------|
| 2017年4月1日残高 | 19,052 | 28,169 | 24,394 | △1,012 | 5,794 | 76,398 | 87 | 76,485 |
| 当期利益 | — | — | 2,880 | — | — | 2,880 | 18 | 2,898 |
| その他の包括利益 | — | — | 988 | — | △32 | 955 | — | 955 |
| 当期包括利益 | — | — | 3,868 | — | △32 | 3,836 | 18 | 3,854 |
| 株式報酬取引 | 11 | △32 | 51 | 25 | — | 56 | — | 56 |
| 剰余金の配当 | — | — | △2,059 | — | — | △2,059 | — | △2,059 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △0 | — | △0 | — | △0 |
| 自己株式の処分 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 |
| 非支配株主への配当 | — | — | — | — | — | — | △0 | △0 |
| 子会社の支配喪失に伴う変動 | — | — | — | — | — | — | △21 | △21 |
| 所有者との取引額等合計 | 11 | △32 | △2,008 | 25 | — | △2,003 | △22 | △2,026 |
| 2018年3月31日残高 | 19,064 | 28,137 | 26,254 | △987 | 5,761 | 78,230 | 83 | 78,313 |

貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 39,298 | 流動負債 | 28,781 |
| 現金及び預金 | 17,365 | 買掛金 | 4,363 |
| 受取手形 | 524 | 短期借入金 | 1,090 |
| 売掛金 | 10,084 | 1年内返済予定の長期借入金 | 3,000 |
| 製品 | 1,695 | リース負債 | 13 |
| 仕掛品 | 27 | 未払金 | 2,105 |
| 原材料 | 3,860 | 未払費用 | 1,374 |
| 前払費用 | 224 | 未払法人税等 | 807 |
| 繰延税金資産 | 993 | 前受り金 | 867 |
| その他の金 | 4,594 | 製品保証引当金 | 15,039 |
| 貸倒引当金 | △72 | 役員賞与引当金 | 46 |
| 固定資産 | 77,791 | 役員賞与の引当金 | 40 |
| 有形固定資産 | 18,276 | 固定負債 | 31 |
| 建物 | 13,906 | 社長期借入金 | 8,000 |
| 構築物 | 232 | リース負債 | 3,500 |
| 機械及び装置 | 105 | 役員退職慰労引当金 | 41 |
| 車輜運搬具 | 0 | その他の引当金 | 5 |
| 工具、器具及び備品 | 2,021 | その他 | 287 |
| 土地 | 2,010 | 負債合計 | 40,615 |
| 無形固定資産 | 1,598 | 純資産の部 | |
| ソフトウェア | 1,597 | 株主資本 | 75,685 |
| その他の他 | 0 | 資本金 | 19,064 |
| 投資その他の資産 | 57,917 | 資本剰余金 | 28,014 |
| 投資有価証券 | 1,296 | 資本準備金 | 28,014 |
| 関係会社株式 | 46,312 | その他資本剰余金 | 0 |
| 長期貸付金 | 5,501 | 利益剰余金 | 29,594 |
| 前払年金費用 | 2,622 | 利益準備金 | 2,468 |
| 繰延税金資産 | 2,109 | その他利益剰余金 | 27,126 |
| その他の他 | 74 | 別途積立金 | 21,719 |
| 資産合計 | 117,090 | 繰越利益剰余金 | 5,407 |
| | | 自己株式 | △987 |
| | | 評価・換算差額等 | 696 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 696 |
| | | 新株予約権 | 92 |
| | | 純資産合計 | 76,474 |
| | | 負債・純資産合計 | 117,090 |

損益計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|-----|--------|
| 売上高 | | 38,710 |
| 売上原価 | | 21,294 |
| 売上総利益 | | 17,415 |
| 販売費及び一般管理費 | | 14,316 |
| 営業利益 | | 3,099 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び受取配当金 | 756 | |
| その他の | 209 | 965 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 99 | |
| その他の | 192 | 291 |
| 経常利益 | | 3,773 |
| 特別利益 | | |
| 新株予約権戻入益 | 48 | 48 |
| 特別損失 | | |
| 子会社株式売却損 | 21 | 21 |
| 税引前当期純利益 | | 3,801 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 423 | |
| 法人税等調整額 | 392 | 815 |
| 当期純利益 | | 2,985 |

株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | |
|--|---------|-----------|----------------|--------------|--------------|-----------------|--------|------------------|--------|------------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | | 自己株式 | 株主資本計 合 |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資本剰余金 | 資本剰余金 合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 合 計 | | |
| | | | | | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 19,052 | 28,002 | - | 28,002 | 2,468 | 21,719 | 4,484 | 28,671 | △1,012 | 74,713 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 11 | 11 | - | 11 | - | - | - | - | - | 23 |
| 株 式 報 酬 取 引 | - | - | - | - | - | - | - | - | 25 | 25 |
| 剰 余 金 の 配 当 | - | - | - | - | - | - | △2,062 | △2,062 | - | △2,062 |
| 当 期 純 利 益 | - | - | - | - | - | - | 2,985 | 2,985 | - | 2,985 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | - | - | - | - | - | - | - | - | △0 | △0 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | - | - | 0 | 0 | - | - | - | - | 0 | 0 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 11 | 11 | 0 | 11 | - | - | 923 | 923 | 25 | 972 |
| 当 期 末 残 高 | 19,064 | 28,014 | 0 | 28,014 | 2,468 | 21,719 | 5,407 | 29,594 | △987 | 75,685 |

| | 評価・換算差額等 | | 新 予 約 株 権 | 純 資 産 計 合 |
|--|-------------------------|-------------------|-----------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 572 | 572 | 145 | 75,431 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 新 株 の 発 行 | - | - | - | 23 |
| 株 式 報 酬 取 引 | - | - | - | 25 |
| 剰 余 金 の 配 当 | - | - | - | △2,062 |
| 当 期 純 利 益 | - | - | - | 2,985 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | - | - | - | △0 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | - | - | - | 0 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | 123 | 123 | △53 | 70 |
| 合 計 | 123 | 123 | △53 | 1,043 |
| 当 期 末 残 高 | 696 | 696 | 92 | 76,474 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月15日

アンリツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永 田 篤 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アンリツ株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益及びその他の包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、アンリツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月15日

アンリツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 永 田 篤 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アンリツ株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、監査等委員会を補佐する会社の経営監査部門、内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、その取締役及び監査役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を法令及び企業会計審議会等により公表された諸基準に従って整備している旨の通知及び監査品質の改善に係る取組についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益及びその他の包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月16日

アンリツ株式会社 監査等委員会

監査等委員 関 孝哉 ㊞

監査等委員 五十嵐 則夫 ㊞

常勤監査等委員 永 田 修 ㊞

(注) 監査等委員 関 孝哉及び五十嵐則夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

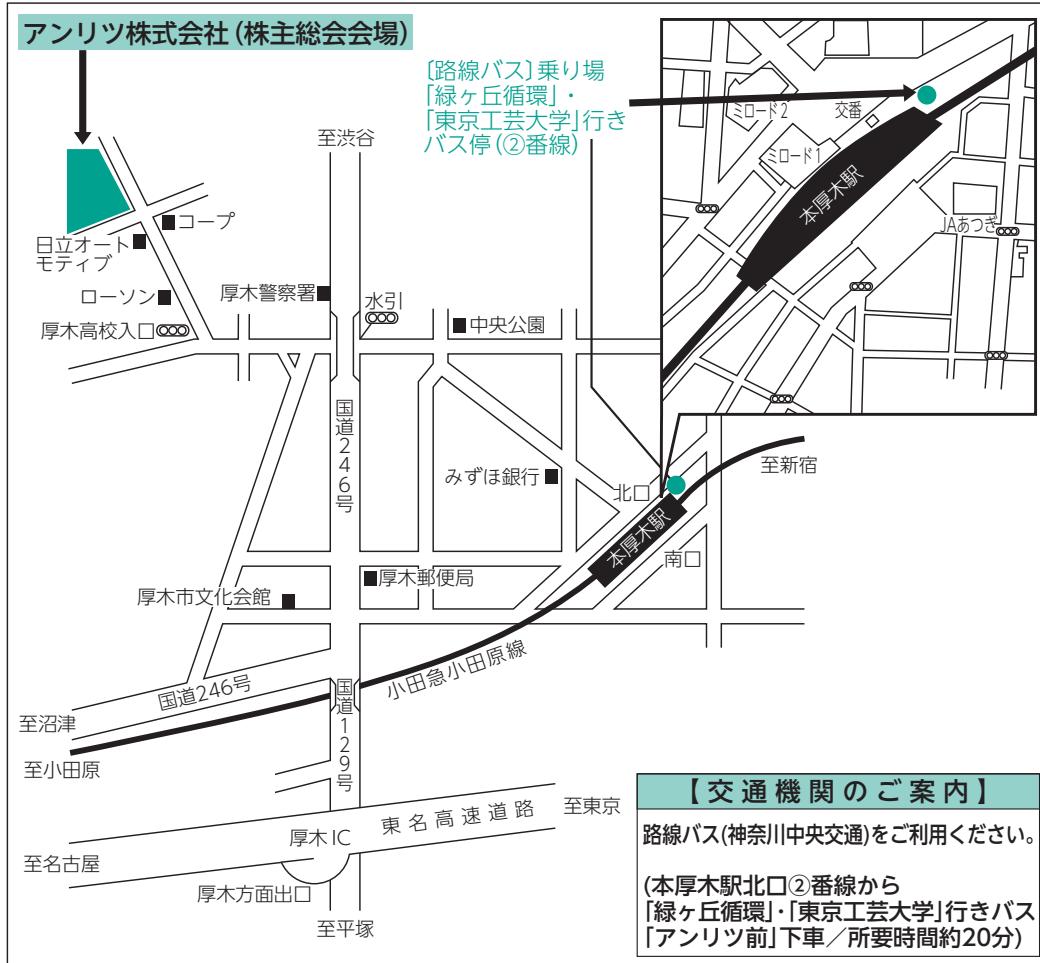
以上

株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号

当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ

TEL (046)223-1111



【ご注意】

専用の駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
おそれいりますが、ご来場の際は、路線バス等をご利用ください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

